

報道関係者 各位

平成30年8月24日

【照会先】

第三部会担当審査総括室

室長 柳澤 恭仁(内線2265)

審査官 上月 眞史(内線2205)

(電話代表) 03-5403-2111

(直通電話) 03-5403-2205

重田不当労働行為再審査事件 (平成30年(不再)第26号) 決定書交付について

中央労働委員会第三部会(部会長 三輪 和雄)は、平成30年8月23日、標記事件に関する決定書を関係当事者に交付しましたので、お知らせします。
決定の概要は次のとおりです。

【決定のポイント】

～再審査被申立人が救済申立てを維持する意思を放棄したと認め、救済申立てを却下した事案～

再審査被申立人が救済申立てを維持する意思を放棄したことは、労働委員会規則第33条第1項第7号に定める申立ての却下の要件に該当する。

I 当事者

再審査申立人：株式会社重田(「会社」)(横浜市中区)
従業員約80名(30年7月現在)

再審査被申立人：プレカリアートユニオン(「組合」)(東京都渋谷区)
組合員約300名(30年7月現在)

II 事案の概要

- 本件は、会社が、①組合員Aの復職等に関する団体交渉に応じなかったこと、②団体交渉申入書に対する回答書に、当該申入書の記載内容は恐喝であると記載したことが不当労働行為に当たるとして救済申立てがあった事件。
- 初審東京都労働委員会は、上記1の①の団交に応じなかったことが不当労働行為に該当するとして、会社に対し、団体交渉応諾及び文書交付の救済命令を発したところ、会社は、救済命令を不服として再審査を申し立てた。

III 決定の概要

1 主文の要旨

本件初審命令を取り消し、再審査被申立人の救済申立てを却下する。

2 判断の要旨

組合は、本件救済申立てを維持する意思を放棄するとしている。したがって、本件は、労働委員会規則第33条第1項第7号に定める申立ての却下の要件に該当する。

【参考】初審救済申立日 平成29年7月25日(東京都労委平成29年(不)第54号)

初審命令交付日 平成30年4月10日

再審査申立日 平成30年4月23日